

◆「休学留学制度」について

ここが重要！

休学するには所定の在籍料が必要です。

ただし、「留学」するために休学する(以下、「休学留学」という。)場合、①所定の手続きを行い、②休学留学者として認定されると、支払った在籍料の一部が復学後に返還されます。留学目的で休学を検討中の学生は、以下の休学留学者の認定についての説明をよく読んでください。(留学する時期や期間によっては、休学留学者としての認定を受けられないケースもあります。)

① 「休学留学」とは？

～休学留学者として認定されるには、どのような形態の留学をすればよいのですか？～

ここでいう「休学留学」とは、(1)外国の教育機関に、(2)一定期間以上在籍、または一定時間以上授業を受講することを目的として、大学を休学することを指します。(3)単なる海外渡航は「休学留学」の対象としません。

(1) 外国の教育機関とは？

①	外国にある、語学学校、コミュニティ・カレッジ、専門学校などの教育機関
②	外国にある、学位授与権を有する正規の高等教育機関(4年制大学)、またはその附属語学研修機関

(2) 一定期間以上の在籍とは？

①1学期間の休学留学の場合	現地の教育機関において当該学期期間中に、概ね通算 90日以上在籍、 または、概ね通算 200時間以上の授業を受講する。
②2学期間の休学留学の場合	現地の教育機関において当該学期期間中に、概ね通算 180日以上在籍、 または、概ね通算 400時間以上の授業を受講する。

(3) 「休学留学」の対象とならないのは？

- 長期海外旅行
- ワーキングホリデー(上記(2)の期間を語学学校等に在籍する場合を除く。)
- 短期語学研修プログラムへの参加

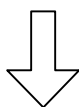
② 休学留学者の認定を受けるための手続き

ここがポイント！

休学前、復学後にそれぞれ手続きが必要です。

いずれかの手続きを行っていない場合、たとえ休学中に海外留学をしても休学留学者の認定を受けることはできませんので、希望する学生は以下の手続きを必ず行ってください。

<p>① 休学前</p>	<p>所定の「休学願」を提出期限までに教務部へ提出し、国際交流室で「休学留学申請」手続きを行う。</p> <p>(手続き時の提出書類)</p> <p>①「休学留学申請書」(所定用紙)</p> <p>②留学先の外国の教育機関が発行した、在籍期間または受講時間数が明記された入学許可証(写し)</p> <p>③留学先の教育機関の概要がわかるもの(パンフレットやコース概要)</p> <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 留学の内容によっては、休学留学者の認定を受けられないケースがあります。(留学期間が極端に短い、海外渡航はするが教育機関に在籍しない、など) ○ 休学留学申請時までに入学者が未着の場合は、出発までに必ず提出すること。(ただし、休学留学申請書は、必ず休学願の提出期限までに国際交流室に提出すること。)
<p>②復学後</p>	<p>所定の「復学願」を提出期限までに教務部へ提出し、国際交流室で「休学留学認定」手続きを行う。</p> <p>(手続き時の提出書類)</p> <p>①「休学留学認定願」(所定用紙)</p> <p>②留学先教育機関が発行した在籍期間または受講時間数が明記された修了証明書</p> <p>③パスポート(海外渡航の記録が分かるページ)の提示</p> <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「②修了証明書」は休学留学者の認定において必須です。提出のない場合は認定審査を行いません。 ○ 当初の予定を変更して留学期間を短縮した場合、当該学期において休学留学者の認定を受けられなくなることがあります。



休学留学者の認定の審査を行います。

<p>休学留学者の認定を受けると...</p>	<p>休学留学者として認定されると、すでに支払っている在籍料のうちの一部が返還されます。</p>
-------------------------	--